

瀬 監 発 第 81 号  
令和 7 年 3 月 26 日

瀬戸内町議会議長 向野 忍 殿  
瀬戸内町長 鎌田 愛人 殿

瀬戸内町代表監査委員 宮原 省吾  
瀬戸内町監査委員 池田 啓一

## 監 査 報 告 書

1. 監査の種類 地方自治法 98 条第 2 項による瀬戸内町議会議長からの請求に基づく監査

### 2. 監査の概要

(1) 監査の日 令和 7 年 3 月 24 日(月)から令和 7 年 3 月 26 日(水)

(2) 監査の対象 総務課、企画課

(3) 監査の対象事項 事業の適正な執行に関する事項

「2 款 1 項 20 目スマートタウン推進事業費『ドローンを活用した持続可能なまちづくり事業』の令和 4 年度から令和 6 年度における事業費の執行・契約状況等の適正性について

(4) 監査資料 伝票、通帳、契約書等の関係書類

3. 監査の結果 基本的事項についてはおおむね適正であると認められた。  
ただし、指摘事項については下記のとおりである。

### 4. 指摘事項

まず、町職員が瀬戸内町エアモビリティ事業推進協議会（SAM）及び奄美アイランドドローン株式会社（AID）業務に従事するにあたり、地方公務員法第 38 条に基づき本町において定める様式「営利企業等の従事者許可申請」が未提出であり、役員は提出が必須である。また、役員以外についても実態として瀬戸内町エアモビリティ事業推進協議会（SAM）及び奄美アイランドドローン株式会社（AID）の事務を担っていると見られるため、瀬戸内町の組織及び事務分掌に関する規則において業務としての位置づけを行うなど、早急に適切な手続きを行う必要があると思慮する。

次に、2024 年 2 月 14 日付で瀬戸内町と奄美アイランドドローン株式会社（AID）で締結された「運航委託契約書」は、付属書 A の存在等、多くの疑念があるが、契約期間が 2024 年 2 月 29 日から 2026 年 3 月 31 日であるにも関わらず、地方自治法第 214 条に基づく債務負担行為措置がなされていない契約であり、無効であると思慮されるものの、令和 6 年度負担金については覚書により支出されており、適切な支出であると思慮する。

次に、町へ所有者移管手続きがされたドローン機材については、瀬戸内町財務規則第95条第3項により、備品として1品ごとに購入年度、記号番号及び課名を付して保管すべきである。

次に、民間企業等から貨物配送依頼を受け町の収入としているが、その根拠が不明であり条例の制定が必要と思慮される。また、町で運送事業を行う際は、一般会計ではなく特別会計として整理されるべきであると思慮される。

次に、町営定期船せとなみに町が支払っているドローン搬送時のコンテナ返却に係わる貨物運賃については、本来奄美アイランドドローン株式会社（AID）が支出すべきものと思慮される。

次に、情報公開については、地方自治の本旨にのっとり、町民の知る権利を尊重し、町政運営の一層の透明性の向上を図るため、開示を前提とし、非開示情報が含まれる場合でも真に非開示情報であるか精査し部分開示を行うなど積極的な情報開示に努めていただきたい。

次に、瀬戸内町から瀬戸内町エアモビリティ事業推進協議会（SAM）に対して、令和4年度（100,000千円：負担金）、令和5年度（20,000千円：負担金）、令和6年度（850千円：負担金）が支出されている。令和4年度、令和5年度は、MS&AD インターリスク総研株式会社の会計監査を受けている。また、令和4年度はデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用しており、当該事業100,000千円については、会計検査院の現地検査済みとなっている。令和6年度については、令和6年12月末までの関係書類を確認し、概ね適正に執行されている。

次に、瀬戸内町から奄美アイランドドローン株式会社（AID）に対して、令和5年度（15,000千円：出資金）、令和6年度（32,950千円：負担金）が支出されている。令和5年度については、令和6年6月7日の第1回定時株主総会にて監査報告がされている。令和6年度負担金については、令和6年12月末までの関係書類を確認し、概ね適正に執行されている。

## 5. 監査意見

今後においては、瀬戸内町、瀬戸内町エアモビリティ事業推進協議会（SAM）及び奄美アイランドドローン株式会社（AID）の役割や業務分担を明確にした上で、法令遵守や積極的な情報開示を行うなど、適切な手続き及び事務執行に努めるとともに、第三セクターについては健全経営に努めていただきたい。